

第4章

保護される人権、切り裂かれる社会 ——パプアニューギニアにおける反DV政策の功罪——

馬場 淳

要旨：

本稿の目的は、パプアニューギニアで昨今施行された保護命令制度を対象に、グローバル化の功罪を明らかにすることである。具体的には、(1)「女性に対する暴力」撤廃のグローバルな動きを受けて、パプアニューギニアが保護命令制度を制定・施行するまでのプロセスを明らかにするとともに、(2)その保護命令制度の運用実態を具体的に記述し、(3)それが地域社会にどのような混乱やジレンマを生み出すのかを考察する。結論としては、保護命令がDV対策として一定の意義をもつことを認めつつ、それを社会文化的コンテクストの中に位置づけることで、DV問題には還元しえぬ別の問題を浮き彫りにし、暴力に抗する法が別の「暴力」になってしまう逆説を示す。その際、筆者は、保護命令がもたらす状況を当事者や周囲の人々がどう解釈しているのかという地域社会側の反応に注目する。事例を通してわかるのは、当事者や関係者が保護命令を「離別の法」と理解していることである。これがDV問題とは別のレベルで、当事者や関係者に混乱や葛藤を引き起こす要因になっている。もちろん、それは「誤解」であるが、人々の根深い知覚評価図式によって支えられているがゆえに、すぐれてリアルなものでもある。たしかに、DVに苦しむ女性たちを暴力から保護するこの制度の重要性は強調してもしすぎることはない。しかし社会文化的現実や人々の知覚評価図式への配慮なき政策・制度は、地域社会側に違和感やジレンマ、そして新たな問題を引き起こすということも事実なのである。

はじめに

第1節 DVの日常性？！

第2節 反DVの国際人権レジーム

第3節 DVに対するパプアニューギニアの取り組み

第4節 保護命令規則の概要

第5節 事例

第6節 グローバル化の暴力——保護命令をめぐる「誤解」から

おわりに

はじめに

2002年8月15日—私が人類学的調査を行うべくパプアニューギニアの首都ポートモレスビーに降り立ったちょうどそのとき、「出獄した男が妻を刺し殺した」というショッキングな見出しがパプアニューギニアの新聞ポスト・クーリエの一面を飾った (Post-Courier, 15th August, 2002)。前日の朝9時頃、ラッシュアワーでごったがえすボロコのバス停で堂々、服役を終えたある男性が出勤時の妻をブッシュナイフで何度も切り裂き、何度も刺突したのだ。近くのビルに勤務していた警備員が駆けつけ、銃を向けると攻撃を止めたものの、女性は総合病院の救命救急に運ばれたときにはすでに死亡していたという。この男性の行為は、自分を刑務所にぶちこんだ妻への報復だった。過去、この男は妻に「死にいたらしめるほどの暴力」を加えたかどで訴えられ、傷害の罪で刑罰(6年間の懲役)を科された。彼が服役を終えたのは、ちょうど1か月前。妻は暴力を恐れ、彼との生活に戻ろうとはしなかったが、職場の同僚に「私は殺されるかもしれない」と漏らしていたという。そして現実には、皮肉にも、彼女の予想どおりとなってしまうのである。

2002年11月20日—マヌス島で調査を行っていた私は、その日、マヌス州の女性組織(ピヒ・マヌス協会)が主催する「女性に対する暴力撤廃」ワークショップに参加していた。会議室のなかでは、「女性に対する暴力」撤廃、自由や権利といった言辭が熱気を伴って飛び交い、横溢している¹。長年、ピヒ・マヌス協会の会長を務めてきた元政治家ナハウ・ルニィは、女性差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women、以下 CEDAW)を引き合いに出しながら、女性に対する暴力に立ち向かうべく、集った参加者たちを鼓舞していた。

撤廃(Elimination)とは、「終わらせる」ってことだ。しかしどう終わらせる？ 私たちがチャレンジするのはとても難しい問題である。……撤廃がパプアニューギニア、マヌスにやってきた。それはとても嬉しいことだ。しかしそれが村に行くと、顔にブン、ボンとくる(殴られる仕草を交えている)。男どもは、撤廃や否定を示す女が嫌いなのだ。というのも、男は自分を拒否するってことは別の男がいるんじゃないかって勘繰るからだ。女を守るという発想がない。これは、伝統もそうだ。だから、我々のチャレンジは新しいやり方、新しい類のものなのだ。

パプアニューギニアでは、「配偶者・パートナーからの暴力」(ドメスティック・バ

イオレンス、以下 DV) とりわけ妻への殴打(wife-beating)が、広範にかつ日常的に行われていると考えられてきた²。それに挑戦することは、確かに、ナハウ・ルニィが語るように、新しいことであり、難問でもあるのだろう。とはいえ DV の問題化の動きは、「女性に対する暴力」をめぐるグローバルな撤廃運動と連動して、すでに 1990 年代からはじまっており、とくに 2000 年以降は、オーストラリアによる海外援助を背景に³、啓蒙活動、人材育成、制度改革といった幅広い強化政策がめざましく進展している。今みたワークショップは、こうした歴史的文脈のなかに位置しているのである。そして本稿で見ていくように、2009 年には保護命令規則(Protection Order Rules)が制定され、首都ポートモレスビーを皮切りに各地で漸次的に施行されるにいたっている。

しかし相対する二つのエピソードを並置したのは、ほかでもない「女性に対する暴力」をめぐる現代パプアニューギニアのアンビヴァレントな状況を示すためである。日常的にありふれた暴力と、それに挑戦する新しい動き。脆弱国家(weak state)に対する新植民地主義的な統制と、それらを無化/無視するかのような、相変わらずの暴力の現前。これから述べていくように、DV という問題領域には、法と日常性(法外)言説と実体、グローバルな合意と地域社会の論理などが交錯しているのである。

本稿の目的は、パプアニューギニアが国際人権レジームを受けて具現した制度(保護命令規則)の運用実態を対象に、地域社会の現実に照らして、上述したせめぎあいやジレンマを具体的かつ実証的に考察することである。これまでのパプアニューギニア地域研究をみると、本稿でも引用する報告書に現れているように、DV 関連の調査研究はそれなりに行われてきたものの(例えば Toft [1985])、最近施行された保護命令制度をめぐる実態調査はまだ皆無といってよい。また DV 防止については、いまや世界各国で独自の対策が講じられており、調査研究もかなり進んでいる(例えば、岩井(編)[2008])。ただそれらは制度に関する説明や解釈が主であり、保護命令がもたらす状況を当事者や周囲の人々がどう解釈し、対処するのかという地域社会側の反応には格別な関心が払われているとは言い難い。本稿がそこにことさら焦点を当てようとするのは、専門分野の違いだけではなく、後に明らかになるように、先進国とは異なり、パプアニューギニアの保護命令規則には「誤解」がつきまどっているからである。

本稿では、まずパプアニューギニアにおける DV の日常性について確認したうえで(第 1 節) それらを問題化するグローバル/ナショナルな動向を概観する(第 2・3 節)。後半部分では、反 DV 政策の成果である保護命令規則に焦点を当て、その運用実態を具体的に示す(第 4・5 節)。最後に、事例を踏まえて保護命令をめぐる「誤解」について検討してみたい(第 6 節)。

考察の具体的な素材は、マヌス州でおこなってきた筆者の人類学的調査資料である⁴。

マヌス州は、首都ポートモレスビーから 800km ほど北方に位置するマヌス島を中心とする海洋州である（人口約 4 万強）。マヌス島の北東部には州都ロレンガウがあり、地方裁判所、州政府、警察署、郵便局、銀行、ホテル、スーパーマーケット、市場など必要な施設がそろっている。冒頭でみた人権や反 DV の啓蒙活動を推進するピヒ・マヌス協会、さまざまな情報を流すラジオ局も、ここロレンガウにある。なお筆者は、ロレンガウから 30 キロほど西方に居住するクルティ語系の住民を対象に人類学的フィールドワークを行ってきた。この村落調査でえた地域社会の理解は、一見すると無縁に見える本稿のさまざまな箇所を活かされることになる。

第 1 節 DV の日常性？！

ここでは、パプアニューギニア全体を対象にした司法改正審議会(Law Reform Commission)の DV 報告（以下『報告書』）と、筆者がこれまでマヌス島のロレンガウやクルティ社会でえた調査資料を組み合わせながら、DV の日常性についてみてみたい。

マヌス州のある警官は「DV はマヌスでありふれている」と強調し、「それ（保護命令規則）でさえも、暴力を止めることはできないだろう」と述べた（2010 年 3 月 5 日）。そこでまず、暴力が「ありふれている」ことについて、警察が日々の届出を記録している「デイリーレポート」をみてみよう。「妻への殴打」は、2010 年 1 月 28 日～2 月 5 日までの 9 日間で、7 件の届出が確認された。もちろん、これは警察に届け出るほど深刻な被害のある暴力であり、警官によれば、すべてのクレームを記載するわけではなく、話を聞いて終わりというケースもあるという。さらに警察署に届け出るまでには至らないケースを考えれば、暴力の件数は潜在的にはもっと多いことが想像できよう。このことを示すためにも、やや古い資料になるが、DV の実態をもっとも包括的に調べた司法改正審議会の『報告書』をみてみよう。

『報告書』によれば、「自分たちの村で、どれくらいの男性が妻を殴っているか？」という質問に対して、回答者男性（736 人）・女性（715 人）のうち、それぞれ 54%・58%が「何人か(some)」、それぞれ 37%・33%が「多い(many)」と答え、DV が広く行われていることを示している（LRC&AC [1985, p.79]）。また既婚男性の 66%、既婚女性の 67%が「夫による暴力」を経験したことがあると答え、同じく既婚男性の 65%、既婚女性の 55%は、この「妻への殴打」が結婚生活にごくありふれたものと認めている（LRC&AC [1985, pp.43-44]）。その一方で「結婚生活の問題は何か？」という質問に対して、「妻への殴打」と答えた男性回答者は 27%、女性回答者は 34%しかない（LRC&AC [1985, p.22]）。このようにパプアニューギニア全体をみても、DV は広く行われているのだが——若干の男女差があるものの——その深刻さの度合いは総じて

低いようである。

DV が日常生活でありふれている背景には、しつけの手段の一つとして暴力が用いられることがある。『報告書』によれば、「妻への殴打」を是認する理由として最も多かったのが「妻が結婚生活で要求される義務をちゃんと行わないこと(怠慢)」であった(既婚男性の61%(291人)、既婚女性の56%(220人))(LRC&AC [1985, p.61])。つまり妻への殴打とは、怠慢や不従順に対するしつけとして発生するということである。クルティ社会にかんする筆者の調査からも、このことは裏付けられている。

例えば、2003年10月、パヨル(20代女性)とジャック(30代)の婚姻が取り決められ、まさにパヨルが自分の家を出ていこうとしたとき、パヨルの父は新郎新婦に向かって次のように語った。

これで、パヨルはわれわれの手から離れた。もう帰ってくることはない。これまで、結婚生活に必要なすべてのこと(仕事)を教えてきたつもりだ。だが、そちらの家に行って、至らないことがあったら、教え、しつけて、不従順(bighet)だったら殴ってもかまわない。そうであっても、彼女は戻ってきてはならない。なぜなら、パヨルはこれで男(ジャック)のもとで暮らすのだから。(2003年10月25日)

娘たちは、結婚の際、このような言葉とともに、婚家へ送り出されているのである。ビッグヘット(bighet)とは、「強情な、不従順な」を意味するビジン語(パプアニューギニアの共通語)であり、窃盗や不倫などの不品行を指す場合にも使われる。この語りは、暴力が家庭生活を維持するという文脈のなかで容認されていることを示唆している。このことは、次の語りからも伺うことができるだろう。

ええ、殴ることは悪くないわ。もし私が家庭生活を省みないバカなこと(bighet)をしたら、この——夫を指しながら——夫は私を殴るでしょう。それは、しかたのないこと。もちろん、彼が浮気などバカなこと(bighet)をしたら、私も殴るけどね。(2010年3月2日)

こうした語りも、女性自身から紡がれることは注目に値するだろう。ビッグヘットは暴力によって戒められねばならないと考えているのは、男性(父親)たちだけではない。ビッグヘットに対しては、女性でも、男性でも、暴力を用いてしつけてよいのである。しつけの一環として暴力が用いられることに、ジェンダー差はない。なおこの考え方は、子どもにも適用される。ここから、日常生活における「女性に対する暴力」を、必ずしも男性中心主義や女性蔑視の発現だとみなすことには注意が必要であろう。

とはいえ、少数ではあるが、「妻への殴打」が「男性の権利」とする見方もある⁵。これを正当化するのが、婚資であるといわれる。婚資とは、一般的に、結婚に際して、夫側が妻側に与える贈与（現金、物品、ブタなどの食べ物）であるが、パプアニューギニアでは「女を買う」(baim meri)と表現されることが多い。ストラザーンやミッチェルは、この婚資が妻を夫の管理・統制の対象や従属的な存在へと貶め、かつDVの正当性を与えると論じている（Mitchell [1985, p.86]; Strathern [1985, pp.2-7]）。こうした語りは、クルティ社会でもみられる。例えば、夫が妻を激しく殴ったとき、夫は自分が払った婚資を引き合いに出し、自らの行為を正当化するという。逆に、婚資が支払われていない場合、妻は自分を殴った男性に対して、「あんたはまだ私を買っていないのだから、私はまだあんたの女じゃないわ。私を殴る権利なんてないわよ」と強く主張するという。これらの語りはどちらも、婚資が暴力の正当性にかかわることを示しているだろう⁶。

以上のように、われわれがDVとよぶ暴力は、地域社会の営みや文化と深く結びつきながら、日常生活にありふれているのである。しつけの一部として現れるならば、DVは家庭生活に不可避免的に生じるとさえいえよう。このことが、深刻さや問題化の度合いが総じて低いという『報告書』の結果や、「(DVを)とめることはできないだろう」と述べた警官の考えの背後にあるものなのである。

しかしDV防止の啓蒙活動（ワークショップなど）や法制度改革（保護命令規則）が目覚ましく展開されるなかで、日常的に生じる暴力は、まさにDVという犯罪としてみなされるようになってきた。反DV政策が地域社会にどのような混乱や否定的効果をもたらすのかは後に検討することにして、次節ではDVを問題化するグローバル/ナショナルな取り組みに目を転じていくことにしよう。

第2節 反DVの国際人権レジーム

「女性に対する暴力」は女性の人権を侵害するものとしてみなされているが、今でこそ自明となった観念もここ数十年で構築されたものである。ここでは、国際人権レジームのなかで「女性に対する暴力撤廃」が認知されていくプロセスを概観しておくことにしよう。なお国際人権レジームとは、人権に関する条約や宣言、およびその実施を保障・確保するための諸制度からなる複合的総体をさす。

第二次世界大戦を境に、それまで国内問題とされていた人権の保護が、国際法の問題として一般化した⁷。この背景には、ナチズムのホロコーストが国内法上は合法だったことへの反省がある。人権を国内問題にとどめず、国際的に保護すべきだという思想は、1946年6月の国連憲章に表明された。そして国連憲章にもとづき、人権委員会（現人権理事会）は国際人権章典の起草に着手することになった。国際人権章典とは、

1948年12月10日の世界人権宣言と、1966年12月16日に採択された二つの国際人権規約——いわゆる社会権規約と自由権規約⁸——のことである。

こうした一般的 = 普遍的な人権のなかから、女性固有の人権問題を対象化したのが、1979年12月に国連で採択された女性差別撤廃条約（CEDAW）だったといえよう。これは、男女の固定観念にもとづく慣行等の廃止、売春による搾取の禁止、政治的・経済的・社会的諸活動における平等 / 差別撤廃、教育を受ける平等な権利の保障、雇用をめぐる差別撤廃、婚姻や家族をめぐる差別撤廃などを含んでいたが、女性に対する暴力やDVの問題にかかわる包括的規定はなかったことに留意すべきである。ジェンダーにもとづく暴力のなかでも、「女性に対する暴力」やDVは、明確な条文規定というかたちではなく、その後の条約解釈のなかでCEDAWのなかに組み込まれてきたのである。つまり女性差別撤廃委員会の解釈や一般勧告（例えば1989年の一般勧告12号、1992年の一般勧告19号）を通じて、実定国際法の欠款が補充されてきたのである（小島 [2010, pp.180-181]）。また注目すべきは、CEDAWの個人通報制度である。これは、個人が国家を越えて直接的に国際的なクレームを可能にするという意味で、きわめて重要だといえよう。

しかし性差別撤廃とはつまるところ男女の平等論であり、実質的平等を確保する特別な処遇の問題に帰し、人権論とは質を異にする。1993年の第2回世界人権会議（ウィーン）以降の動きは、まさに男女の平等論を越えて、「女性の権利は人権である」というスローガンのもとに展開していくことになった。すなわち、この時期には、女性の権利の中核に男女平等を見据える視座から、女性の権利自体が人権問題だという視座への移行が認められるのである（辻村 [2010, p.6]）。そしてこのことは、女性差別撤廃条約の限界を克服するものであると同時に、さきにみた同条約の欠款補充に隠れた解釈枠組みを提供するものでもあったと考える。いずれにせよ、この流れは、同年の12月に国連で採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」、続く1995年の第4回世界女性会議（北京会議）などを経て、確固たるものとなっていったのである。

以上の経緯から、女性に対する暴力撤廃は、国際人権レジームのなかに組み込まれ、人権実現のために積極的に対処すべき問題領域となったのである。実に、DVについては、いまや世界各国で独自の対策が講じられている。本稿で対象とするパプアニューギニアも、その例外ではない。次節では、DVに対するパプアニューギニアの取り組みをみていくことにしよう。

第3節 DVに対するパプアニューギニアの取り組み

パプアニューギニアにおいて、DVに対する関心が顕著になってきたのは1980年代のことである。この10年間に、司法改正審議会が率先してDVに関する調査研究を行

い、多くの報告書が生み出された（例えば、先に引用した LRC&AC [1985]や Toft [1985]）。これまでパプアニューギニア諸社会のなかで伝統的かつ「ごく当たり前」に行われてきた暴力の実態と分析が国家的な関心の的になったということである（Bradley [1998]参照）。そして1992年、司法改正審議会は、DVに関する成果の最終報告書[LRC 1992]を仕上げた。ここでは、具体的な政策には直結しなかったものの、数々の提言がなされた⁹。

こうした動きと連動して、1990年代に入る頃には法曹界でも変化が生じ始めている。このことは、村落裁判¹⁰の判決を女性に対する人権侵害として違憲とする上級審の判例が出はじめたことに端的に表れている（Jessep [1991]）。実に、1980年代後半まで、村落裁判で女性に対する差別的処遇がなされながらも、それを正当化する「伝統」が差別的かどうかを争う最高裁はなかった（Mitchell [1985, p.83]）。こうした村落裁判の女性差別が法的アリーナで正面から挑戦されるようになったのが、1990年前後からなのである。例えば、次のような判決文は、夫による妻の支配——妻への殴打を生むヘゲモニー——が婚資の支払いという伝統文化によっても正当化されえるものではないと明言している。

人生は性別(gender)に左右されるものではない。これは憲法の原理である。婚資の支払いをもってしても、この権利を変更しえない。したがって、私は次のように結論を下したい。すなわち、婚資の支払いによって、夫は妻を好きなように扱える権利を得るわけでは決してないのである¹¹。

英国＝オーストラリアから判例法主義を受け継ぐパプアニューギニアにおいて、このような判例の出現は裁判官の裁定実践という観点から重要な意義をもっているといえよう。

法・裁判以外でも、女性の権利や反DVをめぐる動きは活発になった¹²。1993年のグランヴィル宣言では、女性差別の撤廃を含めた女性のエンパワーメントがパプアニューギニアの未来と重ね合わされた。その行動綱領（Emergency Action for Women's Development and future of PNG）は、今でもポスターで残っている。1995年は、第4回世界女性会議（北京）への参加、そしてCEDAWの批准という重要な年となった。警察の政策には、これまで訴えがあっても家庭に差し戻してきたDVを、傷害事件と同様の対応で臨むことがもりこまれた（1997年）。

2000年代になると、反DVの動きはさらに進展していくことになった。まず2000年9月には、パプアニューギニアで初の白人女性国会議員であるキャロル・キドウ議員が中心となり、大規模なDVワークショップが開催され、危機センターや被害者支援サービスの設立、カウンセリングの徹底、村落裁判には最低1人の女性を組み込

むことを規定する改正案、保護命令の法整備などが提言された (INA [2001])。これを受けて、内閣の直轄諮問委員会 CIMC (consultative Implementation and Monitoring Council) の一つとして、「家族および性暴力撤廃実行委員会」 (Family and Sexual Violence Action Committee) が設立された (2000 年末)。以後、「暴力からの自由—それは私たちの権利だ (A Life Free From Violence—It is Our Right)」をスローガンに、全国的な啓蒙活動を展開している。「家族および性暴力撤廃実行委員会」は後述する DV への法的救済措置とその具体的手続きを説明したパンフレットなどを作成・配布している。

また「法と正義セクター」 (Law and Justice Sector)¹³ と呼ばれる組織は、警察、刑務所、オンブズマン委員会、法務省、判事局 (地方裁判所) 国家司法局 (高等裁判所・最高裁判所) などを対象に、制度改革 / 拡充の技術的支援やアドバイスを積極的に行っている (Dalrymple and Rynn [2009] 参照)。例えば、法実務能力の構築プロジェクト (Legal Capacity Building Project) は、地方裁判所・家庭裁判所 (判事局の管轄下) の書記官や職員を対象に、研修 (訓練) コースやワークショップを通じて、実務能力の向上を目的としたものである¹⁴。後にみる保護命令の手続きは、弁護士を介することなく、裁判所の書記官が直接行うことができるため、職員の知識や実務能力の向上は DV 対策の一環としてきわめて重要である。なお判事や職員たちによれば、研修やワークショップが盛んになってきたのは、やはり 2000 年以降のことだという。

「法と正義セクター」は形式上、国家開発計画にもとづき機能しているが、実質的には「法と秩序」分野を重点化したオーストラリアの援助政策の遂行母体となっている。現在、上記領域のほぼあらゆる活動 (ワークショップ、ポスター、人材育成、法改正など) の背後に必ずといってよいほど「法と正義セクター」の関与が見て取れることから、これを新植民地主義だと批判することは容易いかもしれない。しかしそのような援助なくしては DV 対策を十全に進められないのがパプアニューギニアの現実でもあるのだ。

さて、こうした国家的取り組みを反映して、州レベルでも、啓蒙プログラムやイベントが盛んに開催されるようになってきている。例えば、冒頭でみたマヌス州唯一の女性組織、ピヒ・マヌス協会は、毎年 11 月下旬に反暴力のワークショップ (16 Days activism against violence against women) を開催している。そこでは、さきにみた「家族および性暴力撤廃実行委員会」が紹介され、法制度に関するパンフレットの説明と配布が行われ、女性の人権や反 DV の言説が溢れている。2003 年 11 月の反暴力ワークショップで、モレアン (州政府役人、男性) はマヌス社会が女性に対して差別的で、偏見が強いとしたうえで、次のように語った。

女性への暴力を取り払おう (violence against women i mas go home)。今日、マヌ

スは、現代世界の一部なのだ。それは、悪い伝統(negative tradition)を追い払い、人間開発を行うことを意味する。(2003年11月26日)

彼の中にあるのは、マヌスが現代世界の一部であるという強烈な認識である。たしかに、これまでの取り組みをみれば、パプアニューギニアもまたグローバルな動きを受容している。モレアンは、自分たちが組み込まれている現代世界(=国際社会)で恥じないように、暴力の伝統は是正すべきだと提起しているのである。話者によってさまざまな理由がつけられるものの、ワークショップで一貫しているのは、女性に対する暴力=悪・障害という構図である。そしてその暴力から身を守る制度として、保護命令規則が制定されたのである。

第4節 保護命令規則の概要

パプアニューギニアには、DV防止法のような特定の法律は制定されていない。保護命令規則は、地方裁判所法21条AのもとでChief Magistrateが定めたものである¹⁵。2009年に施行されたのち、各地で漸次的に運用がはじまっている。本稿の対象であるマヌス州では、2010年1月から運用がはじまった。

保護命令の内容は、接近禁止、暴力の禁止、迷惑行為の禁止など、被害者の保護を主眼とするものだが、被害者の意思や状況を考慮した約束も盛り込むことは可能である(第4節、ローズの事例を参照)。また(カウンセラーや州政府福祉局職員との)カウンセリングを裁判所が積極的に促すこともある。原告適格は当事者だけでなく、親戚にも認められ、保護命令の適用範囲も(恋人や内縁関係を含むあらゆる形態の)パートナー、血縁や婚姻で結びつく親戚、子どもまで、広くカバーしている(Section 2 of Protection Order Rules)。しかし実際には、配偶者・パートナーが原告や保護の対象となることがほとんどである。

保護命令規則の特徴は、手続きがきわめて簡易であることに加えて、DV被害が明確な場合、ほぼ即日が発令されうるという迅速性にあるといえよう。このことは、保護命令の法的位置づけとかがわっている。

パプアニューギニアには、以前から、接近・暴力の禁止を含む「平和の保証(surety of peace)」(地方裁判所法209条)と「善行奨励(to be of good behavior)」(地方裁判所法210条)がDV被害者の身の安全を確保する法的救済措置であった。しかしこれは通常、手続きから審理、決定にいたるまで、それなりに長い時間を要するため、被害者を加害者から即座に引き離し、審理プロセスの間DVから身の安全を確保する必要がある。保護命令規則とは、このニーズにもとづき、審理期間の仮命令について取り決めたものなのである(Section 4, 8 and 9 of Protection Order Rule; Magisterial

Services [2008, p.1])。このことは、発令される命令の正式名称が「暫定保護命令」(Interim Protection Order)と呼ばれることからわかるだろう(Section 3 of Protection Order Rules)。暫定保護命令によって、被害者と加害者の相互行為は容易かつ即座に禁止され、被害者はこれ以上のDVや脅迫に煩わされることなく、審理に臨むことができる。加害者が違反しようものなら、即座に逮捕されることになる。結果的にDVからの保護が必要だと認められると、地方裁判所法209条・210条にもとづき、DV加害者に平和の誓約保証金(数百キナ)と善行奨励(1~2年程度)が課されることになる。これに違反すると、逮捕および懲役に処される(Section 10 of Protection Order Rules)。また性的暴力(レイプ、性的虐待、児童への売春強制)の場合は、刑法典上の「性的暴力と子どもへの犯罪」(Criminal Code (Sexual Violence and Crimes Against Children) Amendment Act, 2001)が適用され、重い刑事責任を問われることになる。

マヌス州で唯一の女性組織(ピヒ・マヌス協会)は、保護命令規則に対する強い期待をもって、これを宣伝している。例えば、協会の責任者ハンナは、保護命令がいかに暴力に苦しむ女性たちの「救いの手」となるかを、次のようにラジオで語りかける。

今、ファミリー・バイオレンスに対して、保護命令というものができました。こんにち、すでに運用されています。もし家庭で夫婦の喧嘩が何度も繰り返えされ、もう死んでしまいそうなほどの暴力を受けて、女が「もううんざりだ」「終わりにしたい」「もうこんな男との生活は嫌だ」と思ったら、裁判所へ行ってください。警察に行っても、クレームは裁判所にもっていかれます。あなたはとにかく、書類を書くのです。裁判所はある命令を与えます。これを、暫定保護命令と呼びます。それは、あなたがたに離別(separation)を与えるでしょう。男が何度も殴るとき、この命令があれば、警察が救ってくれます。男に対して「家の外に出ろ、あなたに触るな、あなたに近寄るな、財産さえも触るな」と命じるものです。女と一緒にいたくない、相手が家に入ってくるのも嫌というなら、この命令は、相手男性と距離を置くようにするのです。そしてあなたは彼のことを気にする必要もない。彼がどこにいるのか、それはわからないけど、少なくともあなたのところにはいなくなります。逆も同じですが。男も、そうすることができる。強い女もいるからね。こうして、私がいいたいのは、この命令があなたや財産、家を守るものだっていうことです。……私の話を終える前に、これだけは言っておきたい。私たちにはこうしたサービス、この種の法がある、ということです。(2010年2月19日)¹⁶

この語りは、離別を強調している点において、後に検討する保護命令の「誤解」にかかわってくるが、ここでは保護命令への期待を確認しておくにとどめよう。これに

前後するところでも、簡易迅速性について述べたり、裁判所が閉まっても「判事の家ドアをたたけ。24時間、クレームを受け付ける」「裁判所職員や警察が連携して、あなたにトラブルをもたらす人に暫定保護命令を発令してくれるだろう」など、希望的語りが繰り返された。

では、保護命令規則がスタートした2010年の裁判利用の実態はどうだろうか。ロレンガウ地方裁判所の統計をみると、2009年までは、平和の保証金と善行奨励を課す命令の申請件数はごくわずかである(2008年は10件、2009年は14件)。しかし上記のごとく、反DVの啓蒙活動が盛んに行われたこともあって、2010年の「暫定保護命令」の申請件数は29件にも上り、結果として、平和の保証金と善行奨励をめぐる事件処理は31件を計上するに至った(2件は前年からも持ちこし)¹⁷。次節では、このうちの二件を取りあげ、「暫定保護命令」の利用実態を詳しく検討してみることにしよう。

第5節 事例

(1) マリアンの事例¹⁸

マリアン(30代)は州政府で働く役人であり、夫のジュリーは小学校教師である。二人の間には、8歳と6歳の子ども(男児)がいる。マリアンが「暫定保護命令」を求めて裁判所に駆け込んだ経緯は次のとおりである。

ジュリーは、2009年8月から12月まで、健康上の理由から休職し、治療のために首都ポートモレスビーに滞在していた。マヌスに帰ってくると、ジュリーは、友人からマリアンの不倫を知らされたのだった。相手は、ロバートというレンタカー会社に勤務する男性だという。子どもたちに聞いてみると、確かに、ロバートというオジサンが何度か家に来て、お小遣いをくれたこと、マリアンがお弁当をロバートに届けたことなど、マリアンとロバートの関係が確認された。またロバートがマリアンの携帯電話を使っていることも確認できた(マリアンは「壊れたので、捨てた」の一点張り)。そしてついに2010年1月20日、ジュリーは「お前は売春婦だ! この2キナ・メリー!¹⁹ 他の男たちと軽々とイチャつきやがって!」と言い、口火を切ったのだった。しかしその時のマリアンの反応は「もしあなたがそう思うなら、別れましょう」という、淡白なものだった。その後、ジュリーは何度となくこの不倫問題を追及するものの、マリアンからはまったく満足のいく回答が得られないままだった。2月8日、ランチのとき、自宅に帰ってきたマリアンに、ジュリーはいつものように詰問した。無視をするマリアンに、ジュリーは包丁で彼女の手を切り裂き、白状しろと脅したのだった。マリアンは、この時の暴力と恐怖が人生ではじめてのものだったと回想している。

2月11日も同じ経緯で、暴力沙汰となった。ジュリーは、気のない返事をする彼女

の背中や腕を棒で激しく叩いたという。大きな声で泣き叫ぶと、「黙らないと、お前を殺すぞ、この売春婦め！ 携帯電話もボーイフレンドにあげたんだろ、この嘘つき！」と脅したのだった。そしてその日の午後、もう彼とはやっていけないと決意し、裁判所を訪れた。注目すべきは、彼女が暴力からの保護を求めているというよりも、「もうこれ以上、彼と一緒に暮らしたくない」と強く望み、裁判所に「私たちの離別を求めている点である（マリアンの陳述書）。彼女には、暴力を抑止した上でゆっくりと夫婦関係を修復していこうとする意思はない。

彼女が裁判所にやってきた当日に——とはいえ、裁判所の業務時間が終了するギリギリのところ——「暫定保護命令」は発令された。その内容は、次のとおりである。

1. 被告は、原告に対する傷害、脅迫、侮辱、いやがらせを禁止せよ。
2. 被告は、住居と職場への立ち入りを禁止する。
3. この問題が審理されるまで、原告および子どもたちと同じ家で暮らしてはならない。

警告

1. もしあなたがこの命令に従わないとき、法にしたがいあなたを逮捕する。
2. 実質的な審理は、2010年2月19日金曜日の9時とする。
3. 欠席の場合、審理の期日前までに裁判所に申し伝えること。

「暫定保護命令」の効力は、審理のたびに、次の審理まで延長されていく。結果的に、2月26日の決定まで、ジュリーとマリアンとの接触は、筆者が把握する限り、ないようだった。ただし第二回審理（2月25日）で、筆者は、「暫定保護命令」がつくりだす状況について関係者が懸念を抱いていることを知ることになった。例えば、相手男性のジュリーは、筆者とのインタビューで次のように語った。

まあ、受け入れるよ。ムカツクけど、仕方ない。でもこれで（マリアンは）シングルマザーになり、子どもは父なしでことになるよ。これも彼女は覚悟の上なんだ。彼女がそう選んだんだ。

「暫定保護命令」は、これ以上の暴力から被害者（マリアン）の身を保護するために、彼らを引き離しているのだが、しかし彼の知覚評価図式では、手段が目的となってしまうようである。それは、ジュリーだけではない。常に娘（マリアン）の身を案じ、彼女と裁判所を訪れていたマリアンの父親すら、次のように語るのだった。

ちょっと、これ（保護命令）には問題がある。それは子どもの問題だ。子どもには

パパとママが必要だ。しかしこれは、家族をバラバラにしてしまう。(2月25日)

ここには、「暫定保護命令」が夫婦の離別、そして家族の崩壊を導くものだという考え方が明確に表明されている。たしかに、自分の娘が夫から暴力を振るわれたり、アザがいくつもできた娘の顔を見るのは、辛いことだろう。しかし「今」の彼には、そのような暴力から娘を保護する法のありがたみよりも、「暫定保護命令」がもたらす状況への懸念の方が突出しているのである。

第三回目の審理(2月26日)を経て、裁判所判事はジュリーに対して、2年間の善行奨励の命令と300キナの保証金の支払いを命じた。彼が科された善行奨励とは、「暫定保護命令」が彼に課していた(同居の禁止を含めた)接近禁止、暴力禁止、迷惑行為の禁止である。

接近禁止もいい.....2年間の善行、俺はできるよ。しかし2年間なんて、この結婚は終わりだぜ。(夫婦が)一緒にいない、相手のやっていることをお互いに知らない、こんなじゃ、そのまま終わっちゃうよ(結婚は自然消滅する)(括弧内は筆者が補った)

周囲が懸念を表明するなかで、マリアンだけがうっすらと笑みを浮かべていたのを覚えている。DV男との生活はもううんざりだというマリアンにとって、この「結末」は願ったり叶ったりといったところかもしれない。彼女は、裁判所に駆け込んできたときから別れを望んでいたからだ。その意味で、彼女もまた周囲の人々と同様に、「暫定保護命令」を単なる暴力からの保護以上のものとみている一人なのである。

(2)ローズの事例²⁰

ローズ(20代前半)は、ロレンガウにあるスーパーマーケット(パピンドー)のレジ打ち係である。彼女は、同じ職場で、買い物客のバッグを預かる警備員の一人、ジュリアンと結婚している。まだ乳児と2~3歳とおぼしき子どもがいる。ローズが裁判所にきた経緯は次のとおりである。

ローズは、これまで、時々暴力を受けていたようである。理由はよくわからないが、とにかく「酒が入ると、殴る」のだという。彼女が手書きで書いた陳述書には、2010年2月7日と17日のDVが報告されている。とくに17日の夜は、とびきり激しい暴力だったようだ。背中や腕を素手で殴られ、投げ飛ばされたという。彼女は「このままでは死んでしまう」と生命の危険を感じ、家を飛び出した。彼女が逃げたところは、自分の母方オジの家だった。

2月19日の午後2時少し前、ローズは裁判所に母とともに現れた。彼女は、前日、

書記官に自分で陳述書を書いてもってこいと言われたため、メモ書き程度の陳述書を持ってきていた。書記官は、陳述書と簡単な聞き書きをもとに、「暫定保護命令」を作成した。「暫定保護命令」は2時40分くらいには発令された。

ローズは、何ももたず家を飛び出したため、暴力や接近の禁止とともに、まずは子どもを自分のもとに引き渡すよう裁判所に求めている。運よく警察が裁判所に立ち寄っていたので、展開は迅速だった。「暫定保護命令」のコピーを受け取ると、警察はジュリアンの家に赴き、子どもを引き取り、待ち合わせの場所でローズに渡すことを計画した。筆者は、警察と行動をともにすることを許された。

警察は、一度署に戻り、人員を増やしたうえで、パピンドーで働く夫ジュリアンのもとに行き、「暫定保護命令」の内容を説明した。その後、ジュリアンを車に乗せ、子どものいる家まで案内させた。ジュリアンの家に着いたのは、3時30分だった。ジュリアンの家では、彼の母が子どもたちを面倒みていた。以下は、そこでの会話のひとつである。

警察「これは、新しい規則（rule）だ。今、パプアニューギニア全土でおこなわれるようになった。暴力を取り締まる新しい規則なんだよ。」

ジュリアンの母「これは……離婚するってこと？」

警察「いや、これは結婚が解消されるって意味じゃない。距離をとって、裁判をして……えっと、いつだったっけ？（「暫定保護命令」を確認しながら）来週の金曜、裁判がある。そこで、問題を解決しようというわけだ。ええ、また家族が一緒になれるようになって……」

ジュリアンの母「でも、子どもを連れていくのには反対よ。彼らは、ウォレイ（ローズの故郷）に帰る気よ。」

ジュリアン「ああ、今日、子どもを渡したら、明日にはバスに乗って故郷に帰る気だよ。子どもは渡せない……」

ジュリアンの母「あの子（ローズのこと）はパピンドーで働いていて、フラフラしていたのよ（raunraun）。その間、私が囚人（カラブス）だったのよ。」

警察「いや、いろいろ事情はあるだろうが、とにかく、これは離婚じゃないんだよ。離れるのは、一時的なものなんだ。」

ジュリアンの母「わかったわ、裁判は来週ね。そこで、私も陳述書を持って行くわ。」

警察「そう、そこで明らかにすればいいんだ……」

これは、「暫定保護命令」との初接触（ファーストコンタクト）の情景といえる——いきなり警察がきて、二人の相互行為を禁止し、子どもを連れていくといわれて、それは離別（離婚）だと「誤解」してしまうジュリアンやその母と、必死に説明する警

察。「暫定保護命令」を離別と捉えているのは、ジュリアンたちだけではない。筆者が裁判所で会ったローズの母も、明言しないが、マリアンと同様に、「暫定保護命令」からの一連のプロセスを、別れのきっかけにしようという印象を受ける。娘を苦しめる結婚に我慢ならないのだ。

では、暴力を受けた当のローズはどう考えているのだろうか。そもそも彼女が裁判所に来た真意は、暴力をこれ以上受けないためにジュリアンと距離をとることではなく、「なぜ彼が私を殴るのか、その理由を聞きたい」(陳述書)というものだった。彼女は「男が女に暴力を振るったら、女には訴える権利がある！」(2010年2月19日)と明確に語ったが、だからといって彼と離別することまでは考えていないのである。このローズの意図は、後の彼女の行動を方向づけることになった。

2月26日の審理で、判事は「来週から3週間は上級審が集中的にはじまるため、この審理はできない。次回、4月6日まで暫定保護命令を延長する」旨を言い渡した。「暫定保護命令」の期間は延長され、別居は続くことになったのである。しかし3月6日、筆者がその後の経緯を調査するためにジュリアンの家を訪れると、ローズは子どもとともに、ジュリアンの家に戻り、いつもと変わらず—仲良く—暮らしていたのだ。数日前、ジュリアンはローズに「もう殴らない」と約束し、同居を再開させたのだという。「暫定保護命令」について、ジュリアンは「ほっとくよ。うまくいってるんだから、もう必要ないでしょ」という。ローズも「子どももパパと会えず泣いてばかりだし、別居する必要はない」という。ただ「なぜ彼が殴るのか」という理由は、彼女が追求したいことであることに変わりはないようである。それについては「福祉事務所職員によるカウンセリングを受けるつもり」と語った。こうして「暫定保護命令」に対するローズの対応は、マリアンとは異なる。彼女は、離別までは望んでいないため、「暫定保護命令」を無視することを選んだのだ。

第6節 グローバル化の暴力—保護命令の「誤解」から

事例に登場する関係者に共通しているのは、「暫定保護命令」をパートナー関係の解消と捉えしまっている点である。裁判所にきたマリアンとローズが、保護命令がつくりだす状況にどう向き合うのかも、基本的にこの認識にもとづいている。DV男との生活はもううんざりだというマリアンにとって、この「暫定保護命令」は離別の手段になっていた。ローズが「暫定保護命令」を無視し、結局ジュリアンのもとに戻ったのは、彼が自分を殴る理由を知りたいだけで、離別までを望んでいなかったためである。「暫定保護命令」=離別という理解は、決してここでみた事例のみの例外ではなく、筆者が聞き取りを行ったほぼすべての「暫定保護命令」ケースについていえることなのである。

言うまでもなく、保護命令規則は、男女（パートナー）の離別を意図するものではなく、あくまでも被害者を暴力から保護することに目的がある。その意味では、暴力からの保護をパートナー関係の解消と考える人々の認識は、「誤解」以外のなにものでもない。では、なぜこのような「誤解」が生じてしまうのだろうか。ここではまず「誤解」を支える人々の知覚評価図式を検討することからはじめよう。

人々が事例のように語ったとしても、無論、互いに距離を置き、相互行為をしない状況がそのまま離別を意味するわけではない。地域社会の結婚のほとんどは法が規定する公式的な手続き（婚姻届の提出）によるものではないけれども、儀礼交換（例えば、婚資の支払い）など慣習的な手続きは存在し、強い拘束力をもつ。離婚する場合は、家族・親族が集まり、子どもの問題（帰属、養育）や経済的問題（賠償、婚資の返却など）など、煩雑な問題を処理せねばならず、日常的相互行為の不在のみで肩がつかわけではない。では、相互行為の不在と離別を結びつける解釈枠組みとはどのようなものなのか。

結婚の社会学的意味や機能を考えたとき、（当事者およびその親族集団どうしの）日常的な相互行為はきわめて重要な要素である。結婚がしばしば「道」（＝関係）の隠喩で語られるのは、象徴的である。それは、結婚が双方の親族集団が相互行為する「道」であり、モノや金が行き渡る回路だという意味である²¹。恋愛結婚や核家族的な理念が浸透する今日でさえ、結婚には依然、この種の交流が見込まれる。逆にいえば、相互行為のない結婚は、意味のないものとして、両親や親族から嫌悪される傾向がある。現実的には、相互行為のない結婚はほとんどありえない。しかし「暫定保護命令」はまさにこの「ありえない」状況を、国家権力を背景に、強制的に作りだしてしまうのである。彼らは、その先にあるのが何かを知っている。意味が失われた結婚は、処理すべき問題を残しているだけで、実質的に終わったに等しいのである。

また男女の性別役割分業が明確に決まっているパプアニューギニア諸社会では、結婚はまず何よりも、生活／生計の問題にかかわる。夫婦が相互行為をしないということは、家庭生活が成り立たないことであり、夫婦でいつづける主要な理由がなくなってしまうのである。ニューギニア高地（チンブー）で調査をおこなったブラウンは、（妻の）不従順のほか、畑仕事やブタの世話などの家事をしないことが離別に直結すると述べている（Brown [1969, p.93]）。世帯の核家族化が進む都市部では、土地も親族の支援も期待できないケースが多いため、（経済的に依存している主婦ならなおさら）相互行為の欠如は即座に生活を危機に陥れる。こうした人々が生活問題に対処するためにとる方法の一つは、他のパートナーとくっつくことである。一方、村落部では、親や夫の土地や親族とのつながりが日常的に確保されているため、夫婦間相互行為の欠如が即座に生活を破壊するものではない。「男の仕事」は兄弟やオジなどが担当すれば事足りるのである。そうであったとしても、他のパートナーとくっつく傾向が

みられるのは、家庭生活が成り立たない結婚に見切りをつけているからである。

このような知覚評価図式は、出稼ぎの事例にしばしばみることができる。男性が出稼ぎに出た場合、村落にいる妻と連絡をとったり、送金をするのが通常である。しかし送金や連絡が何年も途絶えると、村落にいる妻は離別とみなしてしまう。もはや村落に残された自分と子どもの生活を顧みない男性は夫とはいえないからである。「きつと、新しい女ができたのだ」と考え（それがしばしば「当たっている」のは、出稼ぎに出た男性にとっても、出稼ぎ先の生活で「新しい女性」を必要としてしまうからである）自らも新しい男性とくっついてしまうのである²²。

首都ポートモレスビーで発生する大量の保護命令事件に向き合うポートモレスビー家庭裁判所の判事カナサは、上記の行動がはらむ法的問題を次のように指摘している。

暫定保護命令で引き離すと、双方は別のパートナーと性関係をもち、それは姦通罪という別の訴訟に発展してしまう。このサイクルが生み出されるので、（保護命令規則は）少し問題。まだ規則(rule)だが、法を制定するときには、ちゃんと見直したうえでないといけなんでしょう。（2010年3月8日）

たとえ法が婚姻の問題と暴力からの保護を区別していたとしても、人々は必ずしも法的に考え、行動しているわけではない。むしろ人々の生活の大部分は、彼/彼女のあずかり知らぬところで国家がつくった法とは異なるハビトゥスで営まれている。カナサの発言は、法と人々の知覚評価図式が大きく異なっているところからくる問題について言及しているのである。これは、これまで繰り返し「脆弱国家」といわれてきたパプアニューギニアの一般的な課題でもあるのだが（Dinnen [2001]参照）、ここでは立ち入らず、以上の検討から導かれる保護命令規則の「暴力」を指摘しておこう。

論点となるのは、地域社会における「道」の重要性である。マヌスの人々にとって、社会関係とは、モノや金が流れる相互行為の回路であり、日常に生じる不足や貧窮を補い、個人や集団の生を支えるものである。例えば、社会保障制度がないパプアニューギニアにおいて、シングルマザーの生活問題は地域社会の相互扶助や柔軟な世帯構成のなかで巧みに軽減・解消されているが、その前提になっているのは親族や姻族といった親密な人間関係なのである（馬場 [2010a]）。近代化が進みつつあるなかで、地域社会の生活を支えているのは、今もなお社会関係なのである。だから人々は社会関係を維持し、かつ拡大することを希求している。結婚は、「道」を拡大する道具であるとともに、それ自体強い行為規範（求められたら与えなければならない）をもつ姻戚交流の「道」として戦略的重要性をもっている。伝統的に、「海の人」と「陸の人」が理想的な結婚だといわれてきたのは、互いの不足を補い合う理想的な関係だからである。恋愛結婚が進む今日でさえ、結婚はまず「道」の観点から査定されている。

以上の点を踏まえれば、「暫定保護命令」が作り出す現実、社会関係を重視する住民の現実生活と真逆に向いていることは明らかであろう。それは、なんら対話や交渉を経ることなく、男女を強引に引き離すことで、社会関係(=「道」)を破壊するものだからである。

おわりに

世界の他の国々と同様、パプアニューギニアでも、「女性に対する暴力」をめぐるグローバルな動きと連動しながら、DV に対する活発な取り組みがなされてきている。しかしグローバリゼーションをめぐる一般的理解を引くまでもなく、近代的な先進国で運用される制度に対する地域社会の応答は多様である。

本稿でみてきたように、反 DV 政策の申し子たる保護命令規則は、その目的とは裏腹に、人々にとって男女(パートナー)の離別をもたらすものとみなされてしまっていた。もちろん、そのような保護命令の捉え方は「誤解」である。しかしそれは—施行されたばかりということで—時間が解決していくものなのかもしれないが、人々の根深い知覚評価図式や生活感覚によっても支えられている。「誤解」のリアリティを認めるとき、保護命令規則は地域社会に混乱や破壊をもたらすものとなる。すなわち暴力に対抗する法は、日常的な文脈から暴力の事実のみを切り取る「暴力」であるだけでなく、男女を強制的に引き離すことで、新たな法的問題(カナサが指摘する姦通罪)を生み、社会関係を一元的かつ強制的に引き裂く「暴力」ともなっていくのである。たしかに、DV に苦しむ女性たちを暴力から保護するこの制度の重要性は強調してもしすぎることはない。しかしパプアニューギニアの社会文化的現実を踏まえると、暴力から保護することの代償は決して微小なものではないだろう。

もっとも、こうした保護命令規則の実効性が裁判所や警察がある都市(州都)に限定されるという一定の留保を付しておく必要はあるだろう。都市人口は全人口の2割にも満たず、それ以外(8割以上)は村落部で暮らしている現状を踏まえれば、DV 対策の「恩恵」を受けるのは、まだまだ都市とその周辺に暮らす一部の人々でしかないということになる。しかしそのことをもって、反 DV 政策(とくに保護命令規則)の「誤解」や「暴力」にかんする本稿が無意味だということにはならないだろうが。

ところで、地域社会の側にたち、近代的な先進国を中心に発達した国際人権レジームに批判的な立場をとるこの種の議論は、かつての「アジア的価値」論を彷彿させるかもしれない。ただ「アジア的価値」「アジア的共同体」といった議論は、経済成長を背景としたアジア諸国がアメリカ(元クリントン政権)の人権・民主化外交に対するアンチテーゼとして掲げた政治的スローガンであり、それ自体、地域社会の複雑な現実を反映したものであるかどうかは疑問である(青木・佐伯(編)[1998])。本稿は、「ア

ジァ的価値」や「共有の価値」(リー・クアン・ユー)に類する政治的スローガンに実態的な裏付けを付すつもりはない。ただし社会文化的文脈や人々の日常的知覚評価図式(ハビトゥス)への配慮なき政策・制度は、地域社会に対する別の「暴力」になりかねないことは事実であろう。

なにより「残念」なことに、パプアニューギニアでは、国際人権レジームが浸透することに対して、アジア諸国のような目立った反発はみられない^{2,3}。むしろメディアや政府の国家計画、啓蒙活動などをみる限り、国際人権レジームへの同調性の方が高いといえるかもしれないのだ。そのなかにあって本稿は、国際人権レジームが個別具体的な制度(保護命令規則)になって現れるとき、それが地域社会から大きく乖離してしまうだけでなく、混乱や破壊さえも引き起こしかねないことをみてきたのである。グローバルな理念を具現する制度がローカルな場で差し出す現実は、民衆に叫ばれる甘い言説よりも、はるかに苦々しいものなのである。

注

¹ ピヒ・マヌス協会および反DVワークショップの実態については、別稿(馬場 [2010b])を参考されたい。

² 近年では、広く家族内のさまざまな暴力を包括的に指す「ファミリー・バイオレンス」という言葉が使用される傾向があるものの、本稿ではより一般的なDVという名称を用いる。

³ 2000年以降の、オーストラリアの対パプアニューギニア援助については、AusAID [2002]を参照のこと。またBradley ([2001, p.30])も参照されたい。

⁴ 筆者は1999年以来、首都ポートモレスビー、マヌス島のロレンガウ(マヌス州都)クルティ社会を対象にフィールドワークを断続的に行ってきた。本稿の主たる資料は、2010年2月~3月の調査にもとづく。

⁵ 『報告書』によれば、「妻への殴打は夫の権利である」としたのは、既婚男性の6%(30人)、既婚女性の8%(31人)であった(LRC&AC [1985, p.61])。

⁶ ただし留意せねばならないのは、儀礼交換のプロセスに位置づけたとき、これらの語りが交換をめぐるパフォーマンスの一部でもあることである。すなわち、夫の語りは婚資の次に位置する儀礼交換(ノウィ)を促すための、また妻の語りはいまだ支払われていない婚資を催促するための、文化的に定型化されたパフォーマンスでもあるのだ。その意味で、婚資が妻を殴る男性の権利を正当化するという主張には注意深い検討を要するのである。

⁷ 後に定式化される諸権利(政治的・市民的権利、社会・経済的権利)は、第一に、ヨーロッパ各国の事情に応じて国内的に発展してきたものだった。また奴隷売買の禁止や外国人の保護は、第二次世界大戦以前から人権の観点から考えられていたが、今でいう国際人権法というほどまでには規範性や拘束力をもつものではなかった(阿部・今井・藤本編 [2009])。

⁸ 正式には、社会権規約とは「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、自由権規約とは「市民的および政治的権利に関する国際規約」である。

⁹ 例えば、地方裁判所・村落裁判を通じた法的保護の改善、啓蒙活動、教育プログラム、専門家のトレーニング、刑法の強化(厳罰化)、被害者・加害者へのカウンセリングなどが提言された。この報告書が政策にかかわるかたちで見直されるのは、1990年代後半を待た

ねばならなかった。

¹⁰ 村落裁判(Village Court)とは、地域住民が判事を務め、その土地固有の慣習や文化的規範に則ってもめごとを解決する公式的的制度である(その決定には法的効力がみとめられている)。現在、パプアニューギニア全土で1100以上が設置されているといわれる。

¹¹ Luke Kere and Another v Bessi Timon and Family (National Court of Justice), *Papua New Guinea Law Report* [1990, p.107]. Port Moresby: Law Reform Commission.

¹² このパラグラフの情報は Bradley ([2001, pp.21-31]) に依拠している。

¹³ 「法と正義セクター」は、国家計画(White Paper on Law and Justice in Papua New Guinea, National Law and Justice Policy and Plan of Action および The Medium Term Development Strategy)にもとづき、2003年に設立され、機能している(<http://www.lawandjustice.gov.pg/www/html/7-home-page.asp>)。

¹⁴ 例えば、Clerk of Court Specialist Course (2003年2月)や Juvenile Court Officer: Operating Instruction (2005年4月)、最近では Family and Sexual Violence Protection Order: Practice Directions Workshop (2008年8月)など。

¹⁵ 地方裁判所法21条Aは「Judicial and Legal Services Commissionの承認のもとで、Chief Magistrateは民事事件における実務と手続きに関わる規則を制定することができる」として、Chief Magistrateの規則制定権を与えている。

¹⁶ ピヒ・マヌス協会は、政府からの補助金を使って、本拠地のあるロレンガウだけでなく、マヌス各地で啓蒙活動を行っている。ハンナによれば、そこでは、これとほぼ同様の内容を語っているという(2010年2月23日)。

¹⁷ 統計は、ロレンガウ地方裁判所が管理する刑事事件記録(Internal Criminal Register)にもとづく。

¹⁸ マリアンの事例は、裁判資料(訴状、裁判記録、裁判所命令)のほか、マリアンとジュリーの自筆の陳述書(statement)、裁判への立会、関係者への筆者の聞き取り調査にもとづく。

¹⁹ 2キナ・メリーとは、売春婦をさす俗語である。かつて(といっても1980年代までの話だが)売春婦の相場が2キナであったことに由来する。

²⁰ ローズの事例は、裁判資料(訴状、「暫定保護命令」)のほか、ローズ自筆の陳述書、裁判への立会、関係者への筆者の聞き取り調査、参与観察にもとづく。

²¹ 姻戚間でいかにモノや相互行為が日常的に繰り返されているかについては、パラ・ソウ工儀礼の分析を通じた民族誌的報告(馬場 [2006])を参照されたい。

²² このような事態が裁判で争われたケースがある(Wagi Non and In the Matter of Constitution S.42(5), 1990, National Court, *Papua New Guinea Law Report* [1991], Port Moresby: Law Reform Commission)。夫が妻と子どもを村に残し、出稼ぎに出たが、家族との連絡が途絶えた。6年後、妻は「自分と子どもの生活を支えてくれない夫はもはや夫とはいえない」と見切りをつけ、新しい男性と同棲をはじめた。彼女は、村落裁判で姦通罪を宣告され、賠償命令にも従わなかったために禁固刑を科された。不服の意を表明した妻は国家高等裁判所に訴え、憲法上の自由と権利の観点から、夫の遺棄と離別が認められ、結局、村落裁判の決定は無効となった(馬場 [2009a]参照)。

²³ もちろん、反発がまったくないわけではない。かつて法曹家ナロコビは、近代法システムが不適當であり、「メラネシアのやり方」や「メラネシア法学」を高らかに主張したが、この種の議論は今も続いている(例えば Dickson-Waiko [2001])。ナロコビについては、馬場 ([2009b])を参照されたい。

【引用文献】

青木保・佐伯啓思(編) [1998] 『「アジア的価値」とは何か』TBSブリタニカ。

-
- 阿部浩己・今井直・藤本俊明（編） [2009] 『テキストブック国際人権法（第3版）』日本評論社。
- 岩井宣子（編） [2008] 『ファミリー・バイオレンス』尚学社。
- 小島妙子 [2010] 「性暴力/DV」国際女性の地位協会（編）『コンメンタール 女性差別撤廃条約』（山下泰子ほか編集員）尚学社、179-193頁。
- 辻村みよ子 [2008] 『ジェンダーと人権 歴史と理論から学ぶ』日本評論社。
- 馬場 淳 [2010a] 「シングルだってへっちゃらよ?! パプアニューギニア・マヌスのシングルマザー」椎野若菜（編）『「シングル」で生きる 人類学者のフィールドから』御茶の水書房、142-154頁。
- [2010b] 「グローバル化のエージェント パプアニューギニアにおける反DVのイデオロギをめぐって」塩田光喜（編）『グローバル化のオセアニア』（共同研究中間報告論文集）アジア経済研究所、54-69頁。
- [2009a] 「ジェンダーと社会 メラネシアの伝統を生きる女性たち」吉岡政徳（監修）『オセアニア学 環境と文化』京都大学学術出版会、501-510頁。
- [2009b] 「法文化の発明とポジショナリティ 統合と多様性の間でたゆたうパプアニューギニアを事例にして」角田猛之・石田慎一郎（編）『グローバル世界の法文化』福村出版、109-129頁。
- [2006] 「想起される“振る舞い” パプアニューギニア・クルティ社会におけるパラ・ソウエ儀礼の分析」『法社会学 65号』有斐閣、34-53頁。
- AusAID (The Australian Government's Overseas Aid Program) [2002] *Framework: Australia's Aid Program to Papua New Guinea*, (http://www.ausaid.gov.au/publications/pdf/png_framework.pdf よりDL).
- Bradley, C. [1998] “Changing a ‘Bad Tradition’: Wife-beating and the Work of the Papua New Guinea Law Reform Commission.” In Zimmer-Tamakoshi, L. (ed.), *Modern Papua New Guinea*. Kirksville: Thomas Jefferson University Press.
- [2001] *Family and Sexual Violence in PNG: An Integrated Long-Term Strategy*. Port Moresby: Institute of National Affairs.
- Brown, P. [1969] “Marriage in Chimbu” in Glasse, R. M. and Meggitt, M. J. (eds.), *Pigs, Pearlshells, and Women: Marriage in the New Guinea Highlands*. New Jersey: Prentice-Hall.
- Dalrymple, S. and S. Rynn [2009] *Monitoring and Evaluation arrangements for the Law and Justice Sector in Papua New Guinea: a case Study*. (<http://www.isn.ethz.ch/isn/Digital-Library/Publications/>よりDL)
- Dickson-Waiko, A. [2001] “Women, Individual Human Rights, Community Rights:

-
- Tension within the Papua New Guinea State.” In Grimshaw, P., Holmes, K. and M. Lake (eds.), *Women’s Rights and Human Rights: International Historical perspectives*. New York: Palgrave.
- Dinnen, S. [2001] *Law and Order in a Weak State: Crime and Politics in Papua New Guinea*. Honolulu: University of Hawai’i Press.
- INA=Institute of National Affairs, [2001] *Proceedings of the Family Violence Workshop 13 & 14 September 2000*. Port Moresby: Institute National Affairs.
- Jessep, O. [1991] “Customary Family Law, Women’s Rights, and Village Courts in Papua New Guinea,” *Melanesian Law Journal*, Vol.19.
- LRC= Law Reform Commission [199 2] *Final Report on Domestic Violence*. Port Moresby: Law Reform Commission.
- LRC & AC=Law Reform Commission and Administrative College [1985] *Marriage and Domestic Violence in Rural Papua New Guinea*. Port Moresby: Law Reform Commission.
- Magisterial Services [2008] *Practice Directions: Preliminary Report*. Port Moresby: unpublished document of Magisterial Services.
- Mitchell, B. H. [1985] “Family Law in Village Courts, The Women’s Position,” in Peter, K., Lee, W. and V. Warakai. (eds.), *From Rhetoric to Reality?: Papua New Guinea’s Eight Point Plan and National Goals after a Decade*. Port Moresby: University of Papua New Guinea.
- Strathern, M. [1985] “Introduction,” in Toft, S. (ed.), *Domestic Violence in Papua New Guinea*, Port Moresby: Law Reform Commission.
- Toft, S. ed. [1985] *Domestic Violence in Papua New Guinea*, Port Moresby: Law Reform Commission.